

萌雲会医学研究・医学教育助成 及び地域医療貢献表彰に関する規約

1. 応募資格

同窓会入会金（若しくは旧終身会費）を完納しており、かつ最近2カ年以上の同窓会会費を納入している本会正会員（応募前に納入していれば資格有りとする）。

2. 募集対象

医学研究・医学教育及び地域医療の発展に寄与する事業で本助成の趣旨に適合するもの。

3. 助成期間

原則として1月から12月までの一年間とする。

4. 助成金・表彰金

医学研究・医学教育助成については一件30万円を限度とする。

地域医療貢献表彰者には2万円の表彰金を贈呈する。

助成金・表彰金の総額は、100万円を限度とする。

5. 助成を受けた者には次の義務が課せられる。

助成の成果等の報告書を同窓会誌に掲載すること。

本会の講演会等でその成果を発表すること。

助成の成果を発表する際には、本会の助成をうけた旨を付記すること。

6. 応募方法

応募者は所定の申請用紙に必要事項を記入し本会事務局に提出する。

7. 応募〆切期日

前年12月28日までに申請書を提出する。

8. 選考方法

本会助成選考委員会で選定し、同理事会で決定する。

9. 選考委員

助成選考委員会の委員は、本会会長並びに副会長の他、会長が指名する正会員若干名をもって構成する。

10. 附則

この規約は平成15年9月16日より施行され、規約内容の追加・変更は、同窓会総会の承認をもって有効とする。但し、“島根医科大学同窓会”の名称変更は既に予定されているのでこの限りではない。